

ふくやまカップル・新婚応援パスポート事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新婚世帯等の経済的負担の軽減や、結婚を希望しながらもあと一歩を踏み出せない方の後押しをするとともに、福山市全体で結婚を応援する機運を醸成することを目的として、ふくやまカップル・新婚応援パスポート事業（以下「本事業」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふくやまカップル・新婚応援パスポート（以下「パスポート」という。）
福山市（以下「市」という。）が発行するもので、協賛店に提示することにより、特典サービスを受けることができるものをいう。
- (2) 利用者
本事業を利用するため、カップルでパスポートを申請し交付を受けた者。
- (3) 新婚夫婦
申請日において婚姻届提出後2年以内であり、次のア、イのいずれかに該当しているカップルをいう。
 - ア 2人が市内に住所を有していること。
 - イ 少なくともどちらか一方が市内に住所を有しており、もう一方がパスポートの有効期限内に市内に居住する意思があること。
- (4) 結婚予定のカップル
申請日から2年以内に結婚を予定しており、次のア、イのいずれかに該当しているカップルをいう。
 - ア 2人が市内に住所を有していること。
 - イ 少なくともどちらか一方が市内に住所を有しており、もう一方がパスポートの有効期限内に市内に居住する意思があること。
- (5) 協賛店
本事業の趣旨に賛同し、自らの負担により、利用者の結婚を応援するためのサービス等（以下「特典サービス」という。）を提供する企業・団体の店舗又は施設をいう。
- (6) 協賛ステッカー
協賛店が掲示するステッカーをいい、その意匠は別に定める。
- (7) 市公式 LINE
LINE 株式会社が提供するスマートフォンやパソコン等で利用できるアプリケー

ションサービスを利用した、福山市の LINE 公式アカウントをいう。

(事業内容)

第3条 本事業は、利用者がパスポートを協賛店に提示することにより、各協賛店で特典サービスを受けることができる仕組みを構築するとともに、協賛店及び特典サービスの内容等について市の広報媒体を通じて広く情報発信し、利用促進を図ることにより、新婚夫婦・結婚予定のカップル等を社会全体で祝福し、結婚に向けた機運を醸成するものである。

(市の事務)

第4条 本事業の事務は、福山市保健福祉局ネウボラ推進部子ども企画課が行い、本事業を円滑に実施するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 利用者の交付申請受付、審査、発行等の事務を行う。
- (2) 企業・団体からの協賛申込の受付、審査、登録等の事務を行う。
- (3) 協賛店にポスターやステッカーを交付する。
- (4) 協賛店の情報を、インターネット等を通じて幅広く周知する。
- (5) その他、本事業を推進するために必要と認めること。

(交付対象者)

第5条 交付対象者は、新婚夫婦又は結婚予定のカップルとする。

(利用登録)

第6条 本事業の利用を希望する者は、市公式 LINE 又は別に定める様式により申込を行う。

- 2 市は前項に定める申込を受けたときは、内容を確認し、パスポートを交付する。
- 3 利用登録を希望する者は、第1項に定める申込を行ったときに、別に定める利用規約に同意したものとみなす。
- 4 前項に定めるほか、登録の方法等については、利用規約に定める。

(有効期限)

第7条 パスポートの有効期限は、発行日から2年間とし、期限を過ぎた場合は使用してはならない。

(利用方法)

第8条 利用者は、協賛店にパスポートを提示することにより、特典を受けることができる。

- 2 パスポートは、利用登録をした者のみが利用できるものとし、それ以外の者に貸与又は譲渡してはならない。また、複製してはならない。
- 3 利用者は、登録内容に変更が生じた場合は、利用規約の定めにより届け出るものとする。
- 4 利用者は、紙で発行したパスポートを毀損または紛失した場合、利用規約の定めにより再交付を申し込むものとする。
- 5 市は、利用者が次の各号に該当する場合は登録を取り消すことができる。
 - (1) 利用規約に違反した場合
 - (2) 発行後に第5条の要件を満たさなくなった場合
 - (3) その他、利用状況が本事業の趣旨にそぐわないと認められる場合

(協賛店の登録)

第9条 協賛店は、原則として市内に所在する店舗又は施設とし、福山市電子申請システム又は別に定める様式により登録申請するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、本事業への登録を認めない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員および暴力団と密接な関係を有する店舗又は施設。
 - (2) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制されている営業を営む店舗又は施設。
 - (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする店舗又は施設。
 - (4) その他、本事業の趣旨にそぐわないと認められる店舗又は施設。
- 2 協賛店は、それぞれ協力できる範囲で、特典サービスを提供するものとし、その内容は各協賛店により設定するものとする。なお、内容は協賛店が自ら任意に定めたものとし、特典サービスの提供に当たって、事前にその内容を公表した上で条件を付すことは差し支えないものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、本事業の特典サービスとすることができない。
- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
 - (3) 宗教性のあるもの。
 - (4) 政治性のあるもの。
 - (5) その他、本事業の趣旨にそぐわないと認められるもの。
- 3 サービスの提供に関する経費は、協賛店が負担するものとする。
- 4 市は、前項により、協賛店として適当であると認めた場合は登録承認を行うものとする。

- 5 協賛店を営む者は、第1項及び第2項の内容を変更しようとするとき又は協賛を廃止しようとするときは、原則として変更又は廃止しようとする日の2週間前までに、福山市電子申請システム又は別に定める様式により市に届け出るものとする。
- 6 市は、協賛店が協賛規約に違反した場合、協賛実施状況が本事業の趣旨にそぐわないと市が判断した場合又は協賛店の閉店等に伴いサービスの提供がされないことが明らかであると市が判断した場合には、協賛店としての登録を取消し、掲載している情報等の削除を行うことができる。
- 7 協賛店は、協賛ステッカーの取扱いについて、次に掲げることに留意するものとする。
 - (1) パスポートを利用する者が見やすい位置に掲示すること。なお、協賛ステッカーを掲示できない特段の事情がある場合はこの限りではない。
 - (2) 協賛を廃止するときは、廃止の日以後、協賛ステッカーを掲示してはならない。
 - (3) 広告規制を受ける医療提供施設においては、看板や入口の外側等、一般の利用者が誘引される場所に協賛ステッカーを掲示してはならない。

(個人情報の保護)

- 第10条 市は、利用者登録情報等、本事業の事務を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃止等について、福山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月19日条例第32号）に基づき、適正に取扱うこととする。
- 2 市は、利用登録者の情報を、協賛店に提供しない。

(事業の停止)

- 第11条 市は、利用者及び協賛店に事前に通知することなく、本事業を停止することができる。

(自己等に関する免責)

- 第12条 市は、協賛店と利用者との間の取引等には一切関与しないものとし、事業に関連して協賛店に何らかの損害、損失又は費用が生じた場合にも、市はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとする。

(その他)

- 第13条 本要綱の定めのない事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和6年5月7日から施行する。